

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政

## 令案要綱

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十  
一号）の施行期日は、平成三十年六月一日とすること。